

Global Tax Update

ドイツ

デロイトトーマツ税理士法人

2017年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

給与計算に係る2017年1月1日時点の重要事項一覧

例年同様、所得税と社会保険について、2017年も重要な改正が行われている。多数の小幅な改正の中には、留意すべきものが含まれている。本稿では、給与計算に関する重要事項の解説を行う。

(1) 所得税法の改正

1) 賃金税の電子申告控除の手続

- 雇用者による ELStAM-Data (Elektronische LohnSteuerAbzugsMerkmale: 電子処理の源泉所得税課税指標) の利用の義務化
- 基礎控除額の増加
- 賃金税クラスがすべての報酬に対し同時に適用(例: 給与所得と年金所得)

2) 旅費

- 2017年1月1日からの海外旅費手当の改正
- M欄記載に係る規則が2017年末まで延長
- 給与等評価額(これらに係る社会保険料とも関連)

会社費用負担の朝食	1.70 ユーロ
会社費用負担の昼食/夕食	3.17 ユーロ

- その他現物給与が月額 44.00 ユーロまで非課税。当該限度額を超えた場合には、ベネフィット/支給の全額が課税対象となる。これには、分離課税の対象となる現物給与は含まれない

3) 会社行事

一人当たり 110.00 ユーロまで非課税となっており、これは、最大二つの行事まで適用される。すべての付随コスト(賃借料、家族分等)を含めて判定する必要がある。超過額は賃金税の課税対象となる(なお分離課税は可能)。

(2) 社会保険法の改正

1) 社会保険料の拠出率

健康保険料	14.60%(会社負担分 7.3%、従業員負担分 7.3%)
介護保険料	2.55%(子供がいない場合は 0.25%加算)
年金保険料	18.70%
失業保険料	3.00%
法定倒産保険料	0.09%
健康保険の追加	健康保険会社による(従業員負担)
追加健康保険の平均	1.1%
自営の芸術家ジャーナリスト	4.80%

2) 社会保険料の適用所得限度額

■ 健康／介護保険料に関する適用所得限度額

健康／介護保険料に関する適用所得限度額	月額 4,350.50 ユーロ 年額 52,200.00 ユーロ
(年間の法定報酬限度額)	(57,600.00 ユーロ)
(特別年間法定報酬限度額)	(52,200.00 ユーロ)

■ 年金保険料と失業保険料の適用所得限度額

旧西ドイツ地域	月額 6,350.00 ユーロ	年間 76,200.00 ユーロ
旧東ドイツ地域	月額 5,700.00 ユーロ	年間 68,400.00 ユーロ

3) 健康保険料および介護保険料に関する非課税補助限度額

プライベート健康保険のメンバー	最高で半額
健康保険料	317.55 ユーロ
介護保険料	55.46 ユーロ

- 少額賃金雇用の上限度額は 450.00 ユーロである。この「ミニジョブ」は、法定年金保険の対象となるが、非課税とすることが可能である。少額賃金で一時的な労働者は、その他の同様の労働関係の有無を開示する必要がある
- 雇用が 3 カ月または 70 日を越えないときは、一時的な雇用となる
- 低所得者に関する限度額は、325.00 ユーロのまま変更はない。雇用者は子供がいない従業員の介護保険追加額を負担する必要がある

4) 現物給与の月額評価額

住居負担	223.00 ユーロ
食事(合計)	241.00 ユーロ
朝食	51.00 ユーロ
昼食/夕食	各 95.00 ユーロ

5) 保険料の報告および社会保険料の支払期日(法定)

月	最終第 5 銀行営業日(報告)	最終第 3 銀行営業日(支払)
1 月	25	27
2 月	22	24
3 月	27	29
4 月	24	26
5 月	24	29
6 月	26	28
7 月	25	27
8 月	25	29
9 月	25	27
10 月	24	26
11 月	24	28
12 月	21	27

健康保険に関し保険会社が追加でチャージしたり保険料率を引き上げる場合には、従業員は解約することができる特別な権利が付与されている。変更後の拘束期間に変更はない。

(3) その他

- ほぼすべての事業に係る最低賃金は、8.84 ユーロとなっている
- 年金受給者の雇用については、雇用者による失業保険の拠出が不要となり(2021 年まで)、追加所得の許容限度額が 2017 年 7 月 1 日に変更される

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte GmbH, Japanese Services Group

Düsseldorf

山口 馨

+49-(0)211-8772-3798

kyamaguchi@deloitte.de

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.